

## 電子サイン取扱加盟店特約

### 第1条(総則)

本特約は、加盟店と両社との間で締結された MUFJ カード加盟店規約に基づく契約(以下、「原契約」といいます。)に付随する特約とします。

### 第2条(定義)

1.本特約において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

①電子サイン

サインパッドに電磁的な方法により署名したものをいいます。

②電子サイン情報保管

会員による電子サインに係る情報(当該会員の筆跡情報等を含み、以下「署名に係る情報」といいます。)および当該売上票のカード会社控えに出力される取引情報(以下、これらの情報をまとめて「伝票データ」といいます。)を、電磁的な方法により伝票保管センタで保管することをいいます。

③サインパッド

会員をして画面上に自らの署名を行わせることにより署名に係る情報を取得し、保存することができる機器であって、当該会員に対して金額、信用販売の種類などの所定の情報を表示することができるものをいいます。

④伝票保管センタ

伝票データを、電磁的な方法により一定期間保管するための株式会社日本カードネットワーク(以下、「JCN」といいます。)が運営する設備をいいます。

2. 前項に定めるもののほか、本特約において用いられる語句は、原契約の定義に従うものとします。

### 第3条(対象加盟店・適用開始日)

1.電子サインを取扱う対象加盟店は、次の各号を満たした者とします。

①本特約を承認のうえ、両社が取扱いを承諾した者。

②JCN に電子サイン・電子伝票保管のサービスを申込んだ者。

2.本特約に基づく契約は、対象加盟店が JCN に提出した「電子サイン・電子伝票保管サービス登録申込書」に記載の「ご記入日(年 月 日)(※注)」に成立し、同日から適用されるものとします。

(※注)加盟店様をご記載した日付となります。

### 第4条(署名取得方法)

加盟店は、売上票のカード会社控用への署名を会員から取得するに際し、売上票(書面)に署名を求める方法ではなく、サインパッドに電子サインを求める方法により取得することができます。

#### **第5条(署名確認方法)**

加盟店は、電子サインで会員から署名に係る情報を取得した後に、加盟店の端末機に表示される筆跡情報から識別される署名と、カード署名欄に記載された署名が同一であることを確認するものとします。

#### **第6条(支払いの取消)**

利用否認など会員との間で紛議が生じた場合において、電子サインおよび電子サイン情報保管を利用したことによりカード利用者が会員本人である旨の特定が困難であることが判明したときには、加盟店は、当社の加盟店に対する支払いの取消に応じるものとします。

#### **第7条(本特約に定めのない事項および本特約の変更)**

- 1.本特約に定めのない事項については、原契約の内容が本特約の内容と矛盾または抵触する場合は除き原契約の定めに従うものとします。
- 2.本特約の変更について、当社(または三菱 UFJ ニコス)から特約の変更を通知、告知または公表(当社または三菱 UFJ ニコスのホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。)した後加盟店が信用販売を行った場合には、加盟店は変更内容を承認したものとみなします。

#### **第8条(有効期間等)**

- 1.本特約に基づく契約の有効期間は、原契約の有効期間と同一とし、原契約が解除、契約期間の満了その他事由の如何を問わず終了した場合には、本特約に基づく契約も終了するものとします。
- 2.前項の定めにもかかわらず、加盟店または両社は、相手方に対し書面による3ヶ月の予告をもって本特約に基づく契約の解約を申し入れることができるものとし、この場合、当該予告期間の満了時に本特約に基づく契約は終了するものとします。
- 3.本特約に基づく契約が終了した場合であっても、伝票データの保管が継続する限りは、当該保管につき本特約の規定が適用されるものとします。

#### **第9条(契約の解除)**

加盟店が本特約または原契約に違反した場合、その他両社が加盟店として不適当と認めたときは、両社は本特約に基づく契約を解除することができるものとします。

(2018年12月20日現在)